

羽田空港機能強化のため 目黒区上空を航空機が 飛行する案の住民説明会



国土交通省「羽田空港のこれから」に関するご意見窓口
(☎0570-001-160、IP電話からは☎5908-2420)、
環境保全課公害対策係(☎5722-9384)

国は、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会までに、羽田空港の国際線を増便するため、環境に配慮した方策を公表しました。この方策では南風時の15:00~19:00に、航空機が目黒区上空(三田近辺)を高度500~600m程度で、羽田空港着陸に向けて飛行します。

この案の進捗状況、新飛行経路や落下物対策の検討状況を説明します。

日時・会場

- ① 2/17(日)13:00~17:00・田道住区センター三田分室(三田2-10-33)
- ② 2/18(月)15:00~19:00・恵比寿ガーデンプレイス「ザ・ガーデンルーム」(三田1-13-2)

※希望者は当日会場へ。いずれも入退場自由

内容 説明パネル等の展示、国土交通省職員などが個別で参加者の質問に対して説明するとともに、意見等を伺うオープンハウス型説明会

31年度 違反広告物除却協力員 を募集します



国土交通省道路管理課道路監察係(☎5722-9426)

電柱などに設置されている貼り紙は、街の景観を損ねる違反広告物です。この貼り紙を除去する違反広告物除却協力員を募集します。30年12月現在、41グループ、457人が除却協力員としてボランティアで活動しています。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。



- 対象** 20歳以上の区内在住・在勤・在学者で構成される5人以上のグループ
- 申し込み方法** 代表者の住所・氏名・電話、グループの構成人数、希望活動地区(住区・町会など)を書いて、2/28(消印有効)までに、道路管理課道路監察係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉)へ郵送

めぐろパーシモンホール情報

◇目黒をめぐる大人の演劇ワークショップ発表会

日時 2/10(日)15:00開演(14:30開場) **会場** めぐろパーシモンホール小ホール **内容** 劇団ままごとと一緒に、目黒を巡り創り上げた、地域を題材にした演劇パフォーマンス **出演** 大人の演劇ワークショップ参加者。入場無料(①②へ要事前申し込み)

◇北野財団混声合唱団チャリティコンサート 「あの町この町~日本の唱歌・叙情歌を集めて」

日時 3/10(日)14:30開演(14:00開場) **会場** めぐろパーシモンホール小ホール **出演** 佐久間大和(バイオリン)、木戸俊輔(ピアノ)ほか **曲目** 信長貴富編曲「近代日本名歌抄」ほか **料金** 全席自由1,000円 チケット取り扱い ②。発売中

◇島山美由紀コンサート「ウェイファーラー」

日時 3/16(土)17:00開演(16:00開場) **会場** めぐろパーシモンホール大ホール **出演** 富田恵一ほか **料金** 全席指定6,500円 チケット取り扱い ①~③。発売中

◇親子のためのふれあいコンサート「0歳からの音楽会」

日時 3/16(土)①11:00開演②14:30開演。いずれも開場は開演30分前 **会場** めぐろパーシモンホール小ホール **出演** 稲田康(指揮)、東京ユニバーサル・フィルハーモニー管弦楽団ほか **料金** 全席自由2,500円(当日券3,000円)。3歳未満の膝上鑑賞無料(座席が必要な場合はチケットが必要) **チケット取り扱い** ②。発売中

◇めぐろクラシックセレクション 「目黒区クラシック音楽家協会コンサート」

日時 3/17(日)15:00開演(14:30開場) **会場** めぐろパーシモンホール大ホール **出演** アマービレ・ピアノ・トリオほか **曲目** ベートーベン「ピアノ三重奏曲第7番変ロ長調作品97大公(抜粋)」ほか **料金** 全席自由2,000円、小~大学生1,000円 **チケット取り扱い** ②。発売中

- ◇◇◇「チケット取り扱い」◇◇◇
- ① チケット専用電話(☎5701-2904、10:00~19:00)
 - ② チケットセンター窓口(10:00~19:00)
 - ③ ホームページ <http://www.persimmon.or.jp/> (24時間受け付け)
- めぐろパーシモンホール 八雲1-1-1 区民キャンパス内

☎めぐろパーシモンホール事業課(☎5701-2913)

後期高齢者医療制度の給付制度

国土保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する医療制度です。

高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の1年間の合計額が基準額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には2月中旬に申請書を送付します。
※転入、転出、75歳到達などにより加入状況に変更があった場合、手続きが必要になることがあります。お問い合わせください
※国民健康保険加入者で該当するかたにも申請書を送付します

表1 算定基準額(1年間の自己負担限度額〈世帯単位〉)

所得区分 (別表★)	加入制度	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得		67万円
一般		56万円
住民税非課税 ほか	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円※

- 計算期間は29年8月~30年7月診療分
- 高額医療費、高額介護サービス費の支給があった場合、自己負担額から減額
- ※ 介護サービス利用者が2人以上の場合は31万円

★所得区分

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得	3割	同じ世帯の被保険者に住民税課税所得145万円以上のかたがいる。ただし、収入額(経費控除前)が次に該当する場合には、申請により1割に変更 ① 世帯に被保険者が1人 収入額が383万円未満。383万円以上でも、同一世帯に70~74歳がいる場合は、そのかたと被保険者の収入額合計が520万円未満 ② 世帯に被保険者が2人以上 収入額合計が520万円未満
一般		同じ世帯の被保険者の住民税課税所得が、いずれも145万円未満
住民税非課税 ほか	区分Ⅱ	1割 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯であり、全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない

療養費(要申請)

次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。

- やむを得ず被保険者証を提示せず診療を受けた
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入した
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた
- 骨折・捻挫などで、柔道整復師の施術を受けた
- 海外で治療を受けた(治療目的で渡航した場合は対象外)

移送費(要申請)

移動困難な患者が、医師の指示で緊急的にやむを得ず移送された場合、移送費を支給します(検査目的、転院・退院時、タクシー使用、自宅からの移送などは対象外)。

葬祭費(要申請)

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。

高額療養費

同一月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、差額を支給します。対象者には、診療月から約4ヵ月後に、申請書を送付します。